

吉野復興大臣に「浪江町の復興に向けた要望書」を提出しました

5月20日、浪江町役場において、町長が復興大臣吉野正芳氏に要望書を提出しました。

主な内容は、帰還困難区域に「特定復興再生拠点区域」を整理するに当たり町の意向を最大限尊重した計画を認定すること、「大規模水素製造拠点」を棚塩地区に整備するために必要な財政支援、町内に生鮮食品店・ドラッグストア・ホームセンターなど中小型小売店の誘致等の支援、「交流・情報発信拠点」の整備に必要な財政支援などを求めたものです。



☎企画財政課企画調整係 ☎0240(34)0240

幾世橋地区第2期の災害公営住宅整備に関する協定を締結しました

幾世橋地区第2期63戸の災害公営住宅整備について、町と事業者との基本協定を5月22日に締結しました。今後、実施設計を行い、買取り方式による売買契約締結を予定しています。完成は平成30年3月予定です。



【代表事業者】
積水ハウス株式会社仙台シャーマゾン支店
【グループ構成員】
双葉不動産建設株式会社

☎まちづくり整備課建設係 ☎0240(34)0244

みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

町内で営業を再開しました

食事処いふ・下宿 新妻荘

町民の
皆さんへ

5月20日(土)に食事処いふ、新妻荘(下宿)を再開いたしました。

3.11の震災から6年も過ぎ、浪江町も解除になり町に戻られて復興事業に携わっている方々の心の拠り所となり、また、元の浪江町民が集える店にしたいと思っています。

今現在、遠方に定住された方々からも予約があり、大変うれしく思います。一時帰宅された際は是非お立ち寄りください。お待ちしております。ちなみにメニューはむかしなじみのいふのおまかせコースが人気です。価格はお問合せください。



食事処いふ・下宿 新妻荘 新妻 泰
〒979-1531 浪江町大字川添字佐野39-3
☎0240(34)1650 ☎0240(34)1650

☎産業振興課商工労働係 ☎0240(34)0247

浪江町帰還支援一時宿泊所「ホテルなみえ」をご利用ください

ご自宅の清掃や、お墓参り、町内イベント時の宿泊など、様々な用途でご利用いただけます。ご利用の場合は、「ホテルなみえ」へ直接ご予約をお願いします。

なお、大浴場のみのご利用も可能です(大浴場のみご利用の場合は、予約は不要です)。

宿泊について

- 施設を利用できる方
浪江町民の方および浪江町民に同行された方
- 利用料金
1人1泊 2,000円
- 利用時間
チェックイン 15時
チェックアウト 10時
※門限は20時です。
- 客室アメニティ
歯ブラシ、ボディソープ、シャンプー、リンス、フェイスタオル、バスタオル
- 備考
※食事の提供はありません。
※連泊は最大4泊5日までとなります。
※浴衣等は備え付けていませんので、ご了承ください。
※ペットは入館できません。

大浴場について

- 利用料金 1人 200円
- 利用時間 10時~21時(最終受付 20時30分)
- 備考
※宿泊者は無料で利用できます。
※貸しバスタオルも有ります(利用の場合は別途100円かかります)。

「浪江町帰還支援一時宿泊所」
ご予約・お問合せ先

【施設指定管理者】
キョウワプロテック株式会社
浪江町大字権現堂字新町18番地
☎0240(23)5410
受付時間 9時~17時

※遅くとも宿泊希望日の2日前までにご予約をお願いします。

※先着順ですので、ご予約はお早めをお願いします。

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用頂けます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続が簡便かつ無料^{※1}で、ご本人様一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続の中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。

手続が終了している20,238件のうち、8割強である16,703件^{※2}が和解成立に至っています。

※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成29年5月末現在の件数です。

最近の和解事例

帰還困難区域(浪江町)に自宅を有していたが、本件事故時には自主的避難等対象区域(福島市)に単身赴任をしていた申立人について、住民票上の住所地や単身赴任中の生活状況等を考慮して、中間指針第四次追補第2の1指針I)①に基づく精神的損害の一部が賠償された事例(和解事例1129)。

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問合せ先 原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120(377)155

町の農林水産業 再生に向けて

関係産業振興課農政係 ☎0240(34)0245

田植えとワークショップ を行いました

5月20日(土)に、酒田地区で震災後4度目の田植えを行いました。今年度は、福島大学、新潟大学、早稲田大学の学生、地域の農業者や町議会議員の皆さまの参加により手植えで行いました。その後、浪江産の米の消費拡大や安全性をテーマに、浪江の農家の方々と学生がワークショップを行いました。さらに、学生たちは震災後の浪江の様子を視察し、NPO法人JINにおいて川村代表の講話を聴講しました。



田植えの様子



ワークショップの様子

農産物等の放射性物質検査について

浪江町内で生産し、食用として出荷・販売（人にあげる場合等を含む）する農作物、山菜・きのこおよび家畜飼料用作物は、全て県が実施する放射性物質モニタリング検査を受ける必要があります。

検査の結果、安全性が確認され公表されるまでは、出荷、販売等を行うことはできません。

なお、避難指示解除区域において生産された野菜類および果樹類の検査は、避難指示解除後1年間は、事前確認検査と本検査の2回の検査を受ける必要があります。

- 事前確認検査：収穫のおおむね10日～2週間前に実施
- 緊急時モニタリング（本検査）：出荷のおおむね3日前に実施

また、帰還困難区域は、原則として作付けできませんのでご注意ください。

【作物別放射性物質の検査基準と出荷等の可否判断一覧表】

作物により検査基準や出荷等の可否判断に違いがあります。ご不明な点がありましたら、普及所にお問合せください。

1 食用農作物（基準値＝100Bq/kg以下）

作物名	モニタリング検査基準	出荷等可否判断	備考
水稻	全量・全袋検査	袋単位	自家消費米を含む全量を検査
麦類（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、ライ麦）	ロット毎1点 (生産者1名1点以上)	ロット	生産者個人が出荷、加工販売を行う場合は、生産者ごとに1点を検査
大豆	生産者1名1点以上	地域（旧市町村や避難指示区域で区分）	地域内の全生産者の検査結果が出るまでは、出荷不可
秋そば	生産者1名1点以上	同上	同上
夏そば	生産者1名1点以上	同上	同上
小豆	生産者1名1点以上	同上	同上
雑穀（ダツタンソバ、アワ、キビ、ヒエ、ハトムギ、アマランサス、食用ソルガム）	生産者1名で1点以上	同上	同上
野菜類	品目毎に町村で3点以上	地域	1品目3点以下作付けの場合は、全点検査する。
果樹	品目毎に町村で3点以上	地域	1品目3点以下作付けの場合は、作付けした全点を検査する。

2 山菜・きのこ（基準値＝100Bq/kg以下）

山菜・きのこ類	福島県では山菜やきのこ類のモニタリング検査を行っており、食品中の基準値を超える放射性セシウムが確認された山菜やきのこ類については、複数の町村で出荷制限が継続しています。出荷制限品目については、出荷販売（譲渡等も含む）ができません。 なお、出荷制限の状況につきましては、福島県ホームページ（ http://www.new-fukushima.jp/ ）などでご確認ください。福島県相双農林事務所富岡林業指導所 ☎0240(23)6084へお問合せください。		
---------	---	--	--

3 牧草および飼料作物（暫定許容値＝100Bq/kg以下）

品目名	モニタリング検査基準	給与等可否判断	備考
永年生牧草（1番草）	原則1生産者1点	個別	
永年生牧草（再生草） 平成28年の1番草のモニタリングの結果30～100Bq/kg（水分換算80%）となったほ場については、当該ほ場の2、3番草をモニタリング外検査として実施する。（酪農の場合、団体の自主検査により確認する）		個別	次の場合は、検査点数が追加されます。 ・除染方法や施肥条件が異なる場合 ・ほ場が町村を越えて存在する場合 ・ほ場の合計面積が5haを越える場合
単年性飼料作物（イタリアンライグラス等）	ロットまたは生産ほ場単位で1点	個別	次の場合は、ロット単位 ・生産者または作業者が同一 ・除染等の方法が同じ
単年性飼料作物（青刈りとうもろこし等の長大作物）	ロットまたは生産ほ場単位で1点	個別	・肥培管理方法がおおむね同じ ・ほ場が同じ大字内
稲発酵粗飼料（稲WCS）	ロットまたは生産ほ場単位で1点	個別	次の場合は、ロット単位 ・生産者または作業者が同一 ・除染および収穫作業体系が同じ ・肥培管理方法が概ね同じ ・ほ場が隣接して一体的に管理されている ・ほ場が同じ大字内
稲わら	ロットまたは生産ほ場単位で1点	個別	ただし、米の全量・全袋検査で基準値を超えた場合は、その生産者のほ場の稲わらは給与や販売はできません。
野草	検査しない	行わない	飼料および敷料として利用できません。

☎福島県相双農林事務所双葉農業普及所 ☎0240(23)6474

東京大学五神総長が 来町しました

東京大学には東大生協で浪江産米を使用するなど、風評被害払しょくのための支援を、平成26年より実施いただいています。5月22日(月)に、五神総長が谷津田の取水場にて浪江の水の安全性を確認するとともに、田植え機での田植えを実施することにより農家の方との交流を図りました。

ネギ部会のほ場に ワイヤーメッシュを 設置しました

有害鳥獣の中でも特にイノシシ被害の対策として、樋渡牛渡復興組合と幾世橋農地復興組合で取り組んでいるネギ栽培ほ場にワイヤーメッシュを設置しました。ワイヤーメッシュは、ほ場全体を囲い込むことでイノシシの侵入を防ぐもので、今年中に出

また、町長より引き続き東大生協における浪江産米の使用や浪江の農業再生に向けた東京大学の支援を要請しました。

町長が総長に要請書を手渡しました



総長の田植えの様子

荷販売を目的として農作物を栽培しているほ場を対象に、町から貸与をしています。



ネギ部会の皆さまとワイヤーメッシュ

ここから下は広告です。

ご自宅のお悩みございませんか？

修繕 片付け 清掃 etc... ご相談ください!

従業員
随時募集中!

誠意と技術で奉仕する
東北工業建設株式会社

本社 〒979-1502 浪江町大字藤橋字原 59-1
福島事務所 〒960-8252 福島市御山字検田 58-1
TEL.024-573-4127 FAX.024-573-4128



お問合せは
担当のおざきまで
お気軽にお電話下さい。
024-573-4127

